

道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第五百八十三号）

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が告示で定める外国の機関は、次の表のとおりとする。

名 称	住 所	備 考
TÜV NORD Mobilität GmbH & Co. KG	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJ E 05モード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規

定する J C 08H モード法
及び J C 08C モード法（
以下「J C 08H モード +
J C 08C モード法」とい
う。）、細目告示別添
42「軽・中量車排出ガ
スの測定方法」に規定す
る W L T C モード法（以
下単に「W L T C モード
法」という。）、細目告
示別添 44「二輪車排出
ガスの測定方法」に規定
する W M T C モード法（
以下単に「W M T C モー
ド法」という。）並びに
細目告示別添 109「無負

		荷急加速時に排出される 排出ガスの光吸収係数の 測定方法（以下「光吸収 係数の測定方法」という 。）に限る。
TÜV SÜD Automotive GmbH	Westendstr. 199, D-80686 M ünchen, Germany	J C 08Hモード + J C 08 Cモード法及び光吸収係 数の測定方法に限る。
TÜH Staatliche Technische Üb erwachung Hessen	Rüdesheimer Straße 119, D -64285 Darmstadt, Germany	J C 08Hモード + J C 08 Cモード法及び光吸収係 数の測定方法に限る。
DEKRA Automobil GmbH	Senftenberger Straße 30, D-01998 Klettwitz, Germany	J C 08Hモード + J C 08 Cモード法、W L T Cモ ード法、W M T Cモード 法及び光吸収係数の測定 方法に限る。

UTAC	Autodrome de Linas-Montlhéry-BP20212, F-91311 Montlhéry CEDEX, France	J C 08Hモード + J C 08Cモード法、W L T Cモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
ECO CERTIFICAZIONI S.p.A	Via Mengolina, 33 48018 Faenza Ravenna, Italy	W M T Cモード法に限る。
Applus+IDIADA	L'Albornar, PO Box 20, E-43710, Santa Oliva, Tarragona, Spain	J C 08Hモード + J C 08Cモード法、W L T Cモード法、W M T Cモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
Thailand Automotive Institute	655 Soi 1 Bangpoo Industrial Estate Moo 2, Sukhumit Km.34, Bangpoo Mai, Muang samutprakarn, Samutprakarn 10280, Thailand	W M T Cモード法に限る。

The Automotive Research Assoc iation of India	S.No.102,Vetal Hill,OffPau d Road,Kothrud,Pune-411 03 8(India)	WMT Cコード法に限る
--	--	--------------

附 則（平成二十七年国土交通省告示第五百八十三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第千二百九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年国土交通省告示第六百九十七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年国土交通省告示第千三百九十五号）（抄）

この告示は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第五百五十六号）

この告示は、公布の日から施行する。